

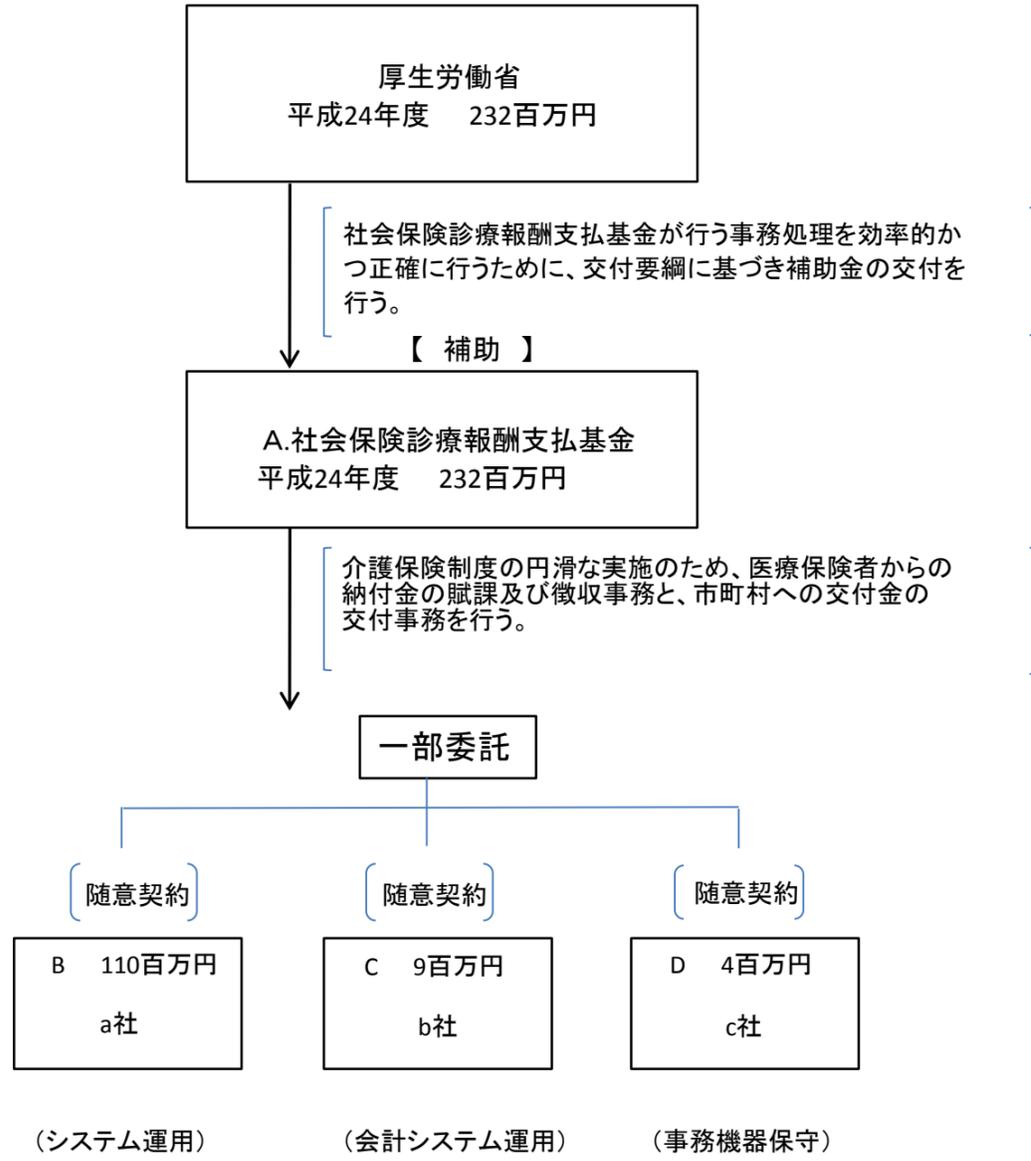
平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	介護保険関係業務費補助金		担当部局庁	老健局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成12年度		担当課室	介護保険計画課		介護保険計画課長 榎本 健太郎		
会計区分	一般会計		政策・施策名	Ⅸ-3-2 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	介護保険法第160条		関係する計画、通知等	介護保険関係業務費補助金の国庫補助について				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	介護保険法第160条に規定する介護保険関係業務の適正かつ円滑な運用を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	社会保険診療報酬支払基金が行う介護保険関係業務に要する事務処理経費を補助する。 ○ 介護保険関係業務 医療保険者から介護納付金(2号被保険者の保険料)を徴収し、介護保険者(市町村)に対し、介護給付等に要する費用の29%を介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金として交付する。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	233	233	232	232	232	
		補正予算						
		繰越し等						
		計	233	233	232	232	232	
		執行額	233	233	232			
	執行率(%)	100%	100%	100%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	本事業は、支払基金の事務処理に必要な経費を補助することで、介護保険制度の円滑な運営を図ることを目的とするものであり、経費の性質上、成果として示すことのできる指標はないところである。		成果実績		-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	本事業は、支払基金の事務処理に必要な経費を補助することで、介護保険制度の円滑な運営を図ることを目的とするものであり、経費の性質上、成果として示すことのできる指標はないところである。		活動実績 (当初見込み)		-	-	-	-
					( - )	( - )	( - )	
単位当たりコスト	-		算出根拠	-				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	委託費	112	112					
	人件費	77	77					
	使用料及び賃借料	22	22					
	通信運搬費	15	15					
	光熱水費	3	3					
	印刷製本費	1	1					
	消耗品費	2	2					
計	232	232						

事業所管部局による点検					
	項目		評価	評価に関する説明	
	国 費 投 入 の 必 要 性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	医療保険者からの納付金の賦課・徴収事務、市町村への交付金交付事務の適正かつ円滑な運用を図ることは、介護保険制度の中核をなす重要な事業である。また当該事業を行うにあたっては本補助金が唯一の財源である。
地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	介護納付金等に係る業務を支払基金が行う旨は法定されており、その事務に必要な経費を国で補助するものである。		
明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	医療保険者からの納付金の賦課・徴収事務、市町村への交付金交付事務の適正かつ円滑な運用を図ることは、介護保険制度の中核をなす重要な事業であり、優先度の高い事業となっている。		
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○	支払基金職員給与等として合理的な支出となっている。	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	介護保険関係業務の適正かつ円滑な運用を図る観点からも、費目、使途は事業の遂行に最低限必要なものに限定されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—		
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		—		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—		
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点 検 結 果	介護保険法第160条に規定する介護保険関係業務の適正かつ円滑な運用を図るため、社会保険診療報酬支払基金が行う介護保険関係業務(医療保険者からの納付金の賦課及び徴収と、市町村への交付金の交付事務)に要する事務処理経費に対する補助としては、概ね妥当なものである。				
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現 状 通 り	本事業については、必要性や執行の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現 状 通 り	—				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年	543	平成23年	494	平成24年	438

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 においてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A. (社会保険診療報酬支払基金)			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
委託費	システム運用委託費等	123			
人件費	介護保険関係業務に係る人件費	77			
使用料及び賃借料	事務室借上料	22			
通信運搬費	事務用電話郵便料	7			
光熱水費	事務室光熱費	2			
印刷製本費	財務諸表等	1			
消耗品費	コピー用紙等消耗品購入代	1			
計		232	計		0
B.(a社)			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
雑役務費	システム運用経費	110			
計		110	計		0
C.(b社)			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
雑役務費	会計システム運用経費	9			
計		9	計		0
D.(c社)			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
雑役務費	事務機器保守経費	4			
計		4	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	社会保険診療報酬支払基金	医療保険者からの納付金の賦課及び徴収事務と、市町村への交付金の交付事務	232		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	a社	システム運用経費	110	随意契約	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	b社	会計システム運用経費	9	随意契約	

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	c社	事務機器保守経費	4	随意契約	